

袖ヶ浦市広報担当インスタグラム運用方針

令和2年12月11日

袖ヶ浦市のお知らせや魅力発信に関する情報等を、袖ヶ浦市秘書広報課広報担当が発信するソーシャルメディアについて、袖ヶ浦市ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、次のとおり運用方針を定めます。

1 運用するソーシャルメディアの種類

インスタグラム (Instagram)

2 アカウント名

@sodegaura_koho_official

3 U R L

https://www.instagram.com/sodegaura_koho_official/

4 アカウント運用責任者名

袖ヶ浦市企画財政部秘書広報課長

5 アカウント運用部署名

袖ヶ浦市企画財政部秘書広報課

6 発信する情報の内容

- (1) 取材先の様子
- (2) 袖ヶ浦市の魅力発信に関する情報・イベント情報
- (3) 市の広報紙及びホームページに掲載した情報
- (4) その他、市のお知らせや、防災、災害の発生に関する情報など

7 運用時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに、不定期に投稿します（祝日等の閉庁日を除く）。

なお、防災や災害の発生などに関する情報など緊急を要するもの、その他市民生活に影響の大きい情報については、随時投稿を行います。

8 コメントなどへの対応

原則として利用者への返信は行いません。ただし、質問やコメントに対して必要により適宜返信を行います。

ご意見・お問い合わせは、市ホームページの問い合わせフォームなどをご利用いただかずか、直接担当部署へご連絡ください。

9 知的財産権の帰属

掲載情報の個々の情報（テキスト・画像など）に関する知的財産権は、市または原権利者に帰属します。

10 免責事項

- (1) 市は、掲載情報の正確性、完全性には細心の注意を払っていますが、それを保証するものではありません。
- (2) 市は、利用者が掲載情報を利用したこと、または利用することができなかつたことによって生じるいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (3) 市は、掲載情報に関するトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
- (4) 市は、予告なく運用方針の内容を変更することがあります。
- (5) 市は、予告なく運用を停止または終了することがあります。
- (6) 市は、インスタグラムに関する利用方法、技術的なご質問、システム状況などに関しては、お答えすることができません。

11 注意事項

次に掲げる投稿は禁止していますので、利用者が該当する投稿を行った場合は、予告なく投稿の削除などを行うことがあります。

- (1) 法令などに違反するもの、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (5) 人種・思想・信条等の差別に該当するもの、または差別を助長させるもの
- (6) 著作権、商標権などの市または第三者の知的財産権を侵害するもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、プライバシーを侵害するもの
- (8) 虚偽や事実と異なるもの、または噂や風評などを助長するもの
- (9) わいせつな表現など不適切な内容を含むもの
- (10) 公序良俗に反するもの
- (11) その他、市が不適切と判断したもの